

「第2回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

平成31年2月7日（木） 13:00～14:30

2 場所

豊洲市場青果棟東京都会議室

3 議事概要

- (1) 卸売市場を取り巻く状況について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 改正卸売市場法に対する評価等について、出荷者、卸売業者、仲卸業者、実需者の委員から意見聴取を行った。
委員からの主な意見：別紙のとおり

取引実態について	
水産	○人口減が一番の原因だが、その中で、出来合いの物を食べている傾向が多い中で、素材が売れなくなっているのは確か。
青果	○卸売市場の機能が低下してしまっている。分荷機能はそこそこできているが、価格決定機能はほとんどない。
食肉	○価格形成の仕組みが変わると、東京の卸売価格に対する信頼性が損なわれ、生産者へのダメージになるし流通上の混乱を来す。 ○売買参加者が随分多くなってきており、規制緩和になると、大手が参入してくるということになりかねない。 ○大手などが多頭数購買する方が入ってくると価格高騰や物が買えないことになると、仲卸が倒産や経営危機に陥ってしまう。
花き	○花き業界全体では、花文化の衰退を背景に下降線を描き続けている。花き部の卸売市場はデジタル化が進んでおり、遠くからリアルタイムでせりに参加できる環境下で第三者販売の規制緩和がされると、ますます花屋、小売店の商圈が侵害されかねない。
産地	○今後、今までよりも計画的な漁獲がなされるだろう、養殖がかなり拡大されるだろうと思っている。 ○物流では、従来と違い、ドライバー不足、拘束時間の制限により、複数の卸売市場におろすことができないという状況
法改正について	
水産	○代金決済のあり方をしっかり決めることは市場の義務であり、卸と仲卸が対等の責任ある立場で契約等を結んで、取引や代金決済を行うべき ○卸、仲卸というのは非常に重要な機能。仲卸の目利きや対応力、経験と言うのは簡単に中抜きできるようなものではない。 ○条例改正は、各市場の特性や、今までのやり方があるので、消費者販売への開放等、余り細かく決めていく必要がない。
青果	○市場活性化のためには、任意ルールについて商売のある程度、事務処理の簡素化について規制緩和をしてもらいたい。 ○第三者販売は、市場取引委員会等の関係者の合意のうえで実施、直荷引は緩和、商物一致の原則は、可視化によって緩和すべき。 ○開設者の承認による売買参加者制度を継続してもらいたい。代払いは、開設者の関与のもと、完納奨励金の交付も維持されたい。 ○卸売市場内での恒常的な小売行為は反対
食肉	○和牛に関しては、市場経由は40%あり、特に東京食肉市場は、全国和牛の17%を扱っており、非常に大きな役割を果たしている。 ○無秩序に購買に参加できるような仕組みはつくらないで、既存の仲卸業者、売買参加者を守るような仕組みを継続してもらいたい。
花き	○現状の卸売市場花き部、特に大田市場は開かれすぎた市場と言える。卸売市場の機能はプロのものである。 ○任意ルールのうち、第三者販売の原則禁止と小売行為の制限は厳しく守ってもらいたい。直荷引きについては、緩和に賛成
産地	○規格外れとか重要でない魚も一緒に引き受けてもらえる機能が漁業者として安心して漁ができる基本になっている。 ○トラックが荷物を何回も積み替えるのではなく、産地から契約したものが一か所に走るのが流通全般として最適 ○そういう面でも、商物一致の取引は検討いただく必要があると考える。
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○市場活性化で言うなら、卸、仲卸が持っていない機能を有した会社を場内に取り込むような、開かれた市場になっていくことが必要 ○取引にITを入れていきたい。ITへの対応が今後、進展していくことから、市場関係者に対するソフト、ハード両面に対する支援措置を要望 ○今回の改正の中で、もうちょっと簡素化された取引の中で、スムーズな流通が行われて活性化されていったらいい。 ○魚食普及の活動が、これまで以上に生産者と連携してさらに拡大していけるような環境ができればありがたい。 ○産地が全てのお客様を発見するのは困難であり、単収アップや品種の選定、契約価格での取引などを一緒に進めていきたい。 	